

会津若松市建設工事等電子入札実施要領

平成 25 年 8 月 16 日 決裁
平成 25 年 12 月 13 日 決裁
平成 27 年 3 月 19 日 決裁
平成 28 年 5 月 10 日 決裁
平成 30 年 9 月 10 日 決裁
平成 31 年 3 月 12 日 決裁
令和元年 11 月 18 日 決裁
令和 6 年 9 月 4 日 決裁
令和 7 年 9 月 19 日 決裁
令和 7 年 12 月 16 日 決裁
令和 8 年 6 月 29 日 決裁

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 基本方針（第 3 条―第 5 条）
- 第 3 章 電子入札等に係る手続（第 6 条―第 15 条）
- 第 4 章 特定建設工事共同企業体及び総合評価方式の電子入札に係る手続（第 16 条・第 17 条）
- 第 5 章 電子入札の無効、延期、中止等（第 18 条―第 20 条）
- 第 6 章 雑則（第 21 条・第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要領は、市が会津若松市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う工事並びに測量及び設計業務委託の制限付一般競争入札の入札手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 市がコンピュータとコンピュータネットワークを使用して入札から落札者決定までの事務を行うための情報システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) 紙入札 電子入札によらずに入札用紙をもって行う入札をいう。
- (4) IC カード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）第 4 条第 1 号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。
- (5) 電子入札対象入札 電子入札の対象となる入札をいう。
- (6) 入札参加者 電子入札対象入札に参加しようとする者をいう。
- (7) 電子くじ 「くじ入力番号」及び入札書提出時間等により、電子入札システムが「くじ番号」を自動計算し、落札候補者の順位を決定する仕組みをいう。

第 2 章 基本方針

（電子入札対象入札）

第 3 条 電子入札対象入札は、制限付一般競争入札の方法により契約を締結しようとする次に掲げる入札とする。

- (1) 予定価格が 200 万円を超える工事の入札
- (2) 予定価格が 100 万円を超える測量及び設計業務委託（以下「工事関係委託」という。）の入札

（電子入札対象入札のシステム利用の原則）

第 4 条 電子入札対象入札は、電子入札システムを使用して入札手続を行うものとし、原則として紙入札及び紙による辞退届の提出（以下「紙入札等」という。）は認めない。

2 電子入札対象入札の実施において、入札参加者に対する入札手続に関連する各種通知等は、電子入札システム又はファックスを利用して行う。

（紙入札等を承諾する場合）

第 5 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、電子入札対象入札への紙入札等を行うことができる。

- (1) 入札参加者の責めによらない IC カードの事故等により電子入札システムにログインすることができない場合
- (2) その他入札参加者の責めによらない場合で、紙入札等を行うことが真にやむを得ないと認められる場合

第 3 章 電子入札等に係る手続

（電子入札システムの利用時間）

第 6 条 電子入札システムの利用時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 8 時までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日

(3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(電子入札システムへの利用者登録)

第7条 入札参加者(会津若松市建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成16年4月1日決裁)第2条に定める特定建設工事共同企業体を除く。)は、会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程(平成16年会津若松市告示第90号)第5条に定める有資格者名簿に登録された者(以下「業者」という。)でなくてはならない。

2 入札参加者は、電子入札に使用できるICカードを取得し、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。ICカードの更新、追加等を行った場合も、同様とする。

3 入札参加者が電子入札において使用することができるICカードは、入札参加者(特定建設工事共同企業体にあつては、特定建設工事共同企業体を代表する構成員)の代表者又は当該代表者から入札に関する一切の権限について委任を受けた者のICカードとする。

(入札の公告)

第8条 市長は、電子入札対象入札については、会津若松市財務規則(平成5年会津若松市規則第12号)第118条に規定する公告(以下「入札公告」という。)において同条第9号のその他の必要な事項として、次に掲げる事項を併せて公告するものとする。

(1) 電子入札により実施すること。

(2) 入札が可能な期間及び時間

(3) 入札回数

(4) 電子入札の条件に反した入札書を無効とすること。

(5) その他必要と認める事項

(入札回数)

第9条 電子入札に付した場合の入札回数は、初度のみの1回とする。ただし、最低制限価格又は低入札価格調査の失格基準価格を下回る入札者(以下「当該者」という。)が2者以上生じ入札不調となった場合は、当該者のみによる再度の入札を行うものとする。

(再度の入札)

第10条 前条ただし書の規定により再度の入札を行う場合における電子入札の入札期限及び開札日等については、初度の入札後、速やかに当該者に対し電子入札システム又はファックスにより通知するものとする。

(設計図書等に関する質問及び回答)

第11条 電子入札対象入札の設計図書等に対する入札参加者からの質問及び回答については、次の各号によるものとする。

(1) 質問は、入札公告で示す日時までに、ファックス又は電子メールにより行うものとする。

(2) 質問の回答は、質問者にファックスで回答するとともに、市のホームページに掲載する。

(電子入札システムによる手続)

第12条 入札参加者は、電子入札システムにより、入札書及び次に定める書類(以下「工事費内訳書等」という。)については入札期間内に、辞退届については入札後から開札時までの間に提出するものとする。

(1) 工事 入札公告の際に掲載する工事費内訳書(第1号様式)

(2) 工事関係委託 入札公告の際に掲載する価格内訳書(第2号様式)

2 前項の提出時間は、第6条の利用時間内とする。ただし、入札期間末日の提出時間は、午後5時15分までとする。

3 入札書には、入札金額、くじ入力番号等必要な事項を全て入力し、工事費内訳書等をあわせて提出するものとする。この場合において、当該工事費内訳書等を提出する入札参加者は、工事費内訳書等の電子ファイルにコンピュータウイルスが存在しないことを確認した上で提出しなければならない。

4 市は、入札期間の終了と同時に電子入札を締め切る。

5 提出された入札書、工事費内訳書及び辞退届は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(紙入札等の手続)

第13条 第5条の規定によりやむを得ず紙入札を希望する入札参加者は、入札公告で定める開札日(以下「開札日」という。)の前日の午前8時30分から午前10時30分までの間に紙入札承認願(第3号様式)を総務部契約検査課にファックスで提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める紙入札承認願の提出があつた場合、紙入札の理由が第5条に定める場合に該当するかどうかを確認し、午前12時までに当該入札参加者に対し、紙入札承認(不承認)通知書(第4号様式)により承認の可否をファックスで回答するものとする。

3 前項の承認を受けた入札参加者は、紙入札用入札書(第5号様式)に必要な事項を記入し、記名押印(押印は、あらかじめ使用印として市に届け出た印判に限る。)した上で、第12条に定める工事費内訳書等とともに、開札日の午前9時15分に入札公告で定める開札場所まで持参のうえ提出しなければならない。

4 前項の入札参加者は、市の当該職員が市の電子入札用のコンピュータに当該入札書の記載金額及びくじ入力番号を入力する場に立ち会うとともに、入力内容の確認を行わなければならない。なお、当該入札書にくじ入力番号の記載がない場合又は数字以外の文字や記号が記載されている場合のくじ入力番号は一律「999」とする。

5 紙入札用入札書及び工事費内訳書等が第3項に定める時刻を過ぎて提出された場合、当該入札書及び工事費内訳書等は受理しない。

6 第3項の入札書及び工事費内訳書等の提出後は、当該入札書及び工事費内訳書等の書換え、

引換え又は撤回をすることはできない。

- 7 電子入札システムによる入札後、第5条の規定によりやむを得ず紙による辞退届の提出を希望する入札参加者は、開札日の午前9時15分までに、辞退届（会津若松市競争入札心得（平成13年3月6日決裁）別記様式）を総務部契約検査課に提出しなければならない。

（開札及び同価格入札の取扱い）

第14条 市は、入札公告で示す開札日時及び開札場所において、電子入札システムを使用して開札するものとする。

- 2 第1落札候補者となり得る同価格の入札をした者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定による入札（以下「総合評価方式」という。）による場合にあっては、評価値の最も高い者）が2者以上あるときは、電子くじにより第1落札候補者の決定を行う。第1落札候補者の決定後は、会津若松市制限付一般競争入札に係る審査要領（平成19年12月7日決裁。以下「審査要領」という。）による審査を行い、落札者を決定する。
- 3 前項の審査の過程において、第1落札候補者の入札価格の次に低い価格を入札した者を落札候補者に決定し審査を行う必要が生じた場合に、当該入札者が2者以上いる場合は、あらかじめ電子くじにより落札候補者を決定する。3番目に低い価格以降についても同価格入札者の順位を決定する場合は同様とする。
- 4 市は、落札候補者又は落札者を決定したときは、速やかに、入札参加者に対して電子入札システムを使用して通知するとともに、電子入札システムの情報公表のページにおいて公表するものとする。

第4章 特定建設工事共同企業体及び総合評価方式の電子入札に係る手続

（特定建設工事共同企業体の電子入札への参加）

第15条 特定建設工事共同企業体が電子入札に参加しようとする場合は、電子入札による入札書の提出のほか会津若松市建設工事に係る共同企業体取扱要綱第10条に定める次の書類を入札公告で定める期間内に市に提出しなければならない。

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- (3) その他市長の指定する書類

（総合評価方式を適用する工事の電子入札）

- 第16条 総合評価方式を適用する工事の電子入札において、入札参加者は、電子入札による入札書の提出のほか会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱（平成21年6月18日決裁。以下「総合評価方式実施要綱」という。）第6条に定める技術評価点申請書及び当該工事の入札公告において提出するよう定められた書類（以下「技術評価点申請書等」という。）に必要な事項を記入し、記名、押印（押印は、あらかじめ使用印として本市に届け出た印判に限る。）した上で、封筒に入れ封印し、一般書留又は簡易書留の配達日指定郵便の方法により、入札公告において指定する日に、同公告において指定する宛先に到着するように郵送しなければならない。
- 2 技術評価点申請書等を郵送する封筒は、表側に工事名、開札日及び「技術評価点申請書等在中」の文言を、裏側に差出人の住所、商号又は名称を記載し、封印しなければならない。
- 3 到達した技術評価点申請書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 4 総合評価方式を適用する工事の入札の開札においては、第1項により提出された技術評価点申請書等について、総合評価方式実施要綱第8条の規定に基づき算定した評価値を、開札の直前に市の電子入札用のコンピュータに入力するものとする。

第5章 電子入札の無効、延期、中止等

（電子入札の無効）

第17条 会津若松市競争入札心得の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (2) 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの入札
- (3) 第12条に定める工事費内訳書等の合計金額と入札書の入札価格とが異なる入札
- (4) 第12条に定める工事費内訳書等の各小計額又は合計額が誤っている入札
- (5) 第12条に定める工事費内訳書等が添付されていない入札、又は指定された工事費内訳書等とは異なる内容の書類が添付された入札
- (6) 第12条に定める工事費内訳書等において明らかに積算の事実が確認できない入札
- (7) 総合評価方式における次の（ア）から（キ）までのいずれかに該当する入札
 - （ア） 提出期限までに技術評価点申請書等の提出がされない、又は提出期限後に到着した入札
 - （イ） 技術評価点申請書に記名押印がない入札
 - （ウ） 同一入札事項について同一人が2通以上の技術評価点申請書等を提出した入札
 - （エ） 一般書留又は簡易書留以外の方法で技術評価点申請書等を提出した入札
 - （オ） 技術評価点申請書等の提出用封筒記載の工事名又は差出人名と同封された技術評価点申請書等の工事名又は申請者名が異なる入札
 - （カ） 技術評価点申請書等の提出用封筒に工事名又は差出人名が記載されていない入札
 - （キ） 技術評価点申請書等の提出用封筒に入札書又は工事費内訳書が同封された入札

（ICカードの不正使用）

第18条 入札参加者がICカードを不正に使用して入札に参加した事実が落札後に判明した場合

は、市は契約締結前にあっては契約を締結しないこととし、契約締結後にあっては契約を解除することができる。この場合において市は、ＩＣカードを不正に使用して入札を行った者に対して、会津若松市工事等入札参加停止措置基準（平成25年3月22日決裁）に基づく入札参加停止を行うことができる。

（電子入札の延期又は中止）

第19条 市は、次の各号に定める電子入札システムの障害等により入札又は開札ができない場合は、原因を調査、確認し、復旧までに相当の時間を要すると判断されるときは、入札又は開札を延期又は中止することができる。

- (1) 市域全域にわたる天災等により、システム利用が困難な状況
 - (2) 広域又は地域的停電
 - (3) 市が利用するプロバイダ等に起因する通信障害等
 - (4) その他入札又は開札の延期又は中止が妥当であると認められる障害（入札参加者の使用するＩＣカードの紛失若しくは破損又はコンピュータの故障若しくは不具合等入札参加者の責めに帰すべき事由による障害を除く。）
- 2 前項の規定により入札又は開札を延期又は中止したときは、入札中止について公告するとともに、延期又は中止について市のホームページに掲載して周知する。また、必要がある場合には、ファックス又は電話等の連絡可能な手段を使用して、入札又は開札の延期又は中止について当該入札の参加要件に該当する業者に通知するものとする。

第6章 雑則

（免責事項）

第20条 電子入札の実施において、次の各号に掲げる場合は、市は、責任を負わないものとする。

- (1) 入札参加者が使用するコンピュータ、通信機器及び回線等の障害等により、入札書等の提出が遅延又は不能となる場合若しくは電子入札システムからの情報が表示遅延又は表示不能となる等の場合において入札参加者に損害が生じた場合
- (2) コンピュータ、電子証明書及び電子署名に係る偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の方法により、他者が入札参加者になりすまして入札を行い、当該入札参加者本人に損害が生じた場合
- (3) 天災、事変その他電子入札システム管理者（市が委託する電子入札システムサービス提供プロバイダをいう。）の責めに帰すことのできない事由により電子入札システムの利用が遅延又は不能となって損害が生じた場合

（補則）

第21条 この要領に定めるもののほか、電子入札の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の会津若松市電子入札実施要領の規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条の規定による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号。以下「新消費税法」という。）が適用される入札について適用し、新消費税法が適用されない入札については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の会津若松市電子入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告を行う工事及び工事関係委託に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事及び工事関係委託に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（会津若松市建設工事総合評価方式試行要綱の一部改正）

この要綱は、決裁の日（平成30年9月10日）から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の会津若松市電子入札実施要領の規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）（以下「新消費税法」という。）が適用される契約について適用し、新消費税法が適用されない契約については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年12月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の会津若松市電子入札実施要領の規定は、令和2年1月1日以後に開札を行う工事から適用し、同日前に開札を行う工事については、なお従前の例による。

附 則
この要領は、決裁の日から施行する。

附 則
この要領は、令和7年10月1日から施行する。

- 附 則
- 1 この要領は、決裁の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の会津若松市電子入札実施要領の規定は、施行日以後に公告を行う工事から適用し、施行日前に公告を行う工事については、なお従前の例による。

附 則
この要領は、令和8年7月1日から施行する。